家族そろって
加入しましょう

交通災害共済加入受け付け開始

１日１円で助け合う「青森県交通災害共済」は、２月３日から受け付けが始まります。

【交通災害共済とは】

全国どこで起きた交通事故でも、通院や入院、死亡した場合に、災害の程度に応じて見舞金または弔慰金を支給する制度です。

▼**共済期間**　令和２年４月１日～令和３年３月31日（４月１日以降に加入した場合は、加入した日時から）

▼**掛け金**　１人350円（４月１日以降に加入しても同額）

▼**申込先**　地域交通課（市役所３階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所窓口

※総合行政窓口（ヒロロスクエア内）、市民課城東分室では受け付けできませんので、ご注意ください。

※詳細は、広報ひろさき２月１日号と同時配布される「チラシ付き加入票」をご確認ください。

▼**支給の対象となる交通事故**　自動車同士の事故、歩行中の自動車や自転車との接触事故、自転車走行中の転倒による自損事故など

▼**支給の対象とならない交通事故**　歩行中の転倒や作業中の事故（工事現場や農作業中の事故など）、無免許運転や酒気帯び運転、自転車の２人乗りなどによる事故、地震・強風などの天災が原因で発生した事故、車両の乗り降りのときに起きた事故など

▼**請求に必要な書類**　自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。事故によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせを。

【交通事故にあったら必ず警察に届け出を！】

交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番に届け出してください。届け出をしないと交通事故証明書が発行されません。

【加入票の様式が変わりました】

令和元年度からチラシと加入票が一体となり、A4サイズの「チラシ付き加入票」になりました。

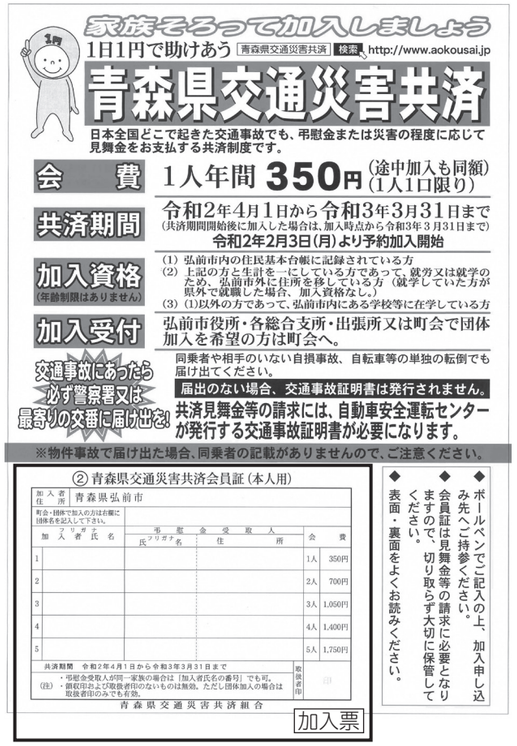
家族そろって加入しましょう
1日1円で助けあう　青森県交通災害共済　検索　http://www.aokousai.jp
青森県交通災害共済
日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じて見舞金をお支払する共済制度です。
会費　1人年間350円（途中加入も同額）（1人1口限り）
共済期間　令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（共済期間開始後に加入した場合は、加入時点から令和3年3月31日まで）
令和2年2月3日（月）より予約加入開始
加入資格（年齢制限はありません）
（1）弘前市内の住民基本台帳に記録されている方
（2）上記の方と生計を一にしている方であって、就労又は就学のため、弘前市外に住所を移している方（就学していた方が県外で就職した場合、加入資格なし。）
（3）（1）以外の方であって、弘前市内にある学校等に在学している方
加入受付　弘前市役所・各総合支所・出張所又は町会で団体加入を希望の方は町会へ。
交通事故にあったら必ず警察署又は最寄りの交番に届け出を！
同乗者や相手のいない自損事故、自転車等の単独の転倒でも届け出てください。
届出のない場合、交通事故証明書は発行されません。
共済見舞金等の請求には、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書が必要になります。
※物件事故で届け出た場合、同乗者の記載がありませんので、ご注意ください。
②青森県交通災害共済会員証（本人用）
加入者住所　青森県弘前市
利金・掛金で加入の方はお願に団体名を記入して下さい。
加入者氏名（フリガナ）　弔慰金受取人　氏名（フリガナ）　住所　会費
1　1人　350円
2　2人　700円
3　3人　1,050円
4　4人　1,400円
5　5人　1,750円
共済期間　令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
・弔慰金受取人が同一家族の場合は「加入者氏名の番号」でも可。
（注）・領収印および取扱者印のないものは無効。ただし団体加入の場合は取扱者印のみでも有効。
取扱者印
青森県交通災害共済組合
加入票
◆ボールペンでご記入の上、加入申し込み先へご持参ください。
◆会員証は見舞金等の請求に必要となりますので、切り取らず大切に保管してください。
◆表面・裏面をよくお読みください。

■**問い合わせ先**　地域交通課（☎35-1102）

早めに
受診しましょう

健診は受けましたか？

市では、国民健康保険に加入している40～74歳の人には特定健診を、後期高齢者医療制度に加入している人には後期高齢者健診を無料で実施しています。

どちらの健診も生活習慣病の早期発見、早期治療を目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行していく病気ですので、病気を発見するためには健診が必要です。今年度の健診実施期間は令和２年３月15日までですので、まだ受診していない人は早めに受診しましょう。

▼**料金**　無料（被保険者証と受診券の持参を）

■**問い合わせ先**　特定健診…国保年金課国保健康事業係（☎35-1116）、後期高齢者健診…国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）

税の申告を
忘れずに

所得税・市民税県民税の申告の受け付けが始まります

令和２年度（令和元〈平成31〉年分）の所得税・市民税県民税の申告が、各出張所地区では１月28日から、市役所では２月６日から期間前申告が、２月17日から本申告が始まります。

申告の日程など、詳しくは本紙と同時配布の「令和２年度市民税県民税申告のお知らせ」（市ホームページにも掲載します）をご覧ください。

市では、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して確定申告書を税務署へ送信しています。e-Taxで申告書を提出すると、添付書類の一部を省略できるほか、申告書へ署名・押印が不要になり便利です。e-Taxを利用する場合、申告受付時に申告する人の「利用者識別番号」を取得することになります。これまでに市役所や税務署で利用者識別番号を取得したことがある人は、税務署からの確定申告のお知らせはがきや番号が分かる書類一式をお持ちください。

【配偶者控除が変わっています】

平成31年度（平成30年分）から、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有していても、同一生計配偶者を扶養している人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けられなくなりました。

配偶者控除の対象とならない同一生計配偶者本人が市民税・県民税の申告をしないと、所得・課税証明書を発行できない場合がありますので、「令和２年度市民税県民税申告のお知らせ」を参照し、申告が必要かどうかを確認してください。

【医療費控除の明細書の添付義務化】

平成30年度（平成29年分）から、医療費控除を受けようとする場合に市民税・県民税申告書に添付する書類が、領収書に代えて「医療費控除の明細書」となっています。経過措置として、令和２年度（令和元〈平成31〉年分）までは領収書の添付・提示とすることも可能ですが、令和３年度（令和２年分）の申告から、医療費控除を申告する場合は明細書の作成・添付が必須となります。

■**問い合わせ・提出先**　市民税課市民税第二・第三係（市役所２階、〒036-8551、上白銀町１の１、☎40-7025、40-7026）

【弘前税務署からのお知らせ】

所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場を開設します。

▼**とき**　２月17日(月)～３月16日(月)の平日、午前９時～午後４時

※混雑状況によっては、相談受け付けを早めに終了する場合がありますのでご了承願います。

▼**ところ**　市立観光館(下白銀町)１階多目的ホール

※会場開設期間前は、弘前税務署内を含め申告書作成会場を設置していませんので開設期間中にお越しください／市立観光館駐車場を利用しても無料駐車券の発行はしませんのでご了承ください。また、市立観光館駐車場は混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関等でお越しください。

■**問い合わせ先**　弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎32-0331、自動音声に従って「２」を選択）

インフルエンザにご注意を！

インフルエンザが流行しています。感染を拡大させないように、次のことを心掛けましょう。

■**問い合わせ先**　健康増進課（☎37-3750）

インフルエンザ予防対策

◎予防接種を受ける
◎外出時や、せき・くしゃみなどの症状があるときは、マスクを着用する
◎なるべく人混みへの外出を控える
◎手洗いをこまめに行う
◎抵抗力を下げないよう、十分な栄養や睡眠・休養をとる
◎室内が乾燥しないよう適度な湿度（50～60%）を保つ

インフルエンザにかかったら…？

◎普通の風邪だと軽く考えず、マスクを着用して早めに医療機関を受診する
◎外出を控え、安静にして休養や睡眠を十分にとる
◎水分を十分に補給する（お茶やスープなど、飲みたいもので構いません）
◎せき・くしゃみなどの症状があるときは、周りの人にうつさないように、マスクを着用する
◎無理をして学校や職場などに行かない